

所定の研修単位について

令和2年8月6日現在

第1 名簿新規登載

1. 名簿新規登載に必要な単位（以下、「新規単位」という。）は、当法人本部または支部が主催・共催（関連団体との共催を含む）により実施する名簿新規登載研修（以下、「新規研修」という。）を受講した場合にのみ付与されます。
なお、認定研修（司法書士会支部主催セミナー等）では、「新規単位」は付与されません。
2. 名簿新規登載を申請するには、新規研修において、下記「新規研修必修科目表」の①から⑮までの新規単位22単位以上（指定研修1単位以上及び指定研修以外の新規研修の必修科目14科目につき各1.5単位以上）を取得していることが要件となります。

新規研修 必修科目表	
①	法定後見等の相談・申立
②	成年後見の基礎実務①
③	成年後見の基礎実務②
④	リーガルサポートの報告制度
⑤	保佐、補助の基礎実務
⑥	後見等監督の基礎実務
⑦	成年後見等の事件終了の基礎実務
⑧	任意後見の基礎実務（相談・契約含む）
⑨	成年後見制度の理念とリーガルサポートの成立過程と役割
⑩	後見業務への心構え、後見人等の倫理
⑪	認知症の理解
⑫	知的障害者の理解
⑬	精神障害者の理解
⑭	虐待等、人権に関する内容
⑮	指定研修

3. 新規研修により付与される新規単位は、登載申請日前2年以内に取得したものが有効となります。

特別措置規程（※）により、令和4年2月28日までに新規登載を申請する場合は、登載申請日前3年以内に取得したものが有効となります。

4. 生講義とそれを収録したDVDによる研修は同一内容ですので、同時に使用することはできません。
5. 名簿登載期間は、はじめて名簿登載された日から2年内の3月31日までです。

特別措置規程（※）により、名簿の登載期間を事実上1年間延長することとしています。したがって、令和3年3月31日まで（令和2年度中）に新規登載された方の登載期間は、令和5年3月31日までとなります。

注) 過去に名簿登載をしていたことがある場合は、ディスカッション形式の研修が必要ですのでご注意ください。

上記「新規単位」又は「更新単位」22単位以上（指定研修1単位以上及び倫理研修1.5単位以上かつ『ディスカッション形式による研修』2単位以上を含む）を取得していることが要件となります。（後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程3条4項）

第2 名簿登載更新

1. 各名簿の登載更新を受けるためには、前回名簿登載または更新申請日の翌日以降、更新単位15単位以上（倫理研修1.5単位以上含む、及び指定研修1単位以上を含む）の取得が必要です。かつ、そのうち2単位以上は「ディスカッション形式による研修」によって取得したものであることが必要です。（平成30年4月1日改正）

令和5年3月31日までの間は、**特別措置規程（※）**により、「理事長が指定する後見業務における意思決定支援に関する研修（1単位以上）」の履修も必要となりますので、**合計16単位以上必要**となります。

2. 登載更新を希望する場合は、更新満了年の2月末日までに登載更新申請が必要です。

（※）特別措置規程

新型コロナウイルスの感染拡大予防の観点から、リーガルサポートが定めた「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載特別措置規程」のこと。（令和2年7月14日施行、令和5年3月31日限り）